

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和4年度第1回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和4年8月3日（水）午後2時00分から午後4時05分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員  
秋山千晶，大津順一郎，川島佑介，川瀬武彦，軍地美代，小林弘子，鹿倉よし江，中村博，百武幸子，藤原喜延，細田弥太郎，保立武憲，吉田勉，（氏名五十音順）
  - (2) 執行機関  
園部孝雄，熊田泰瑞，千田寛，中村紗希，菊池佳穂，松本崇，北條佳孝，白石嘉亮，加藤富寛，林栄一，黒澤純一郎，渡邊徳子，武田和馬，青木一美，佐藤直明
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況について（公開）
- 6 非公開の理由  
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - ① 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況の概要について
  - ② 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画〔実施期間：令和2年度～令和5年度〕令和3年度実施状況（令和4年3月31日現在）
  - ③ 令和4年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表
  - ④ 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況に対する質問及び回答

## 9 発言の内容

○**事務局** 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまより令和4年度第1回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は13名で、定足数に達しております。それでは議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。本日配付する資料としまして、資料①「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況の概要について」、資料②「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況」、資料③「令和4年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表」、資料④「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況に対する質問及び回答」を配布しております。資料に不足がある場合にはお知らせ願います。それでは、議事進行は、水戸市行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づきまして、\_\_\_委員長をお願いいたします。

○\_\_\_**委員長** よろしくをお願いいたします。それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。水戸市会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。\_\_\_委員と\_\_\_委員をお願いいたします。本日の会議の趣旨でございますが、本委員会は市長からの諮問に基づきまして、水戸市の行政改革の進捗状況について審議することとなっております。本日の会議では、令和3年度における行政改革の進捗状況について報告を受け、審議を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況」について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、資料①「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況の概要について」を御覧願います。1 行財政改革プラン2016につきましては、強くなやかな行財政運営の構築を基本理念とし、平成28年度から令和5年度までの8年間の大綱のもと、現在は後期実施計画（令和2年度から令和5年度まで）にのっとり改革に取り組んでいるところでございます。2 令和3年度実施状況の概要につきましては、令和4年3月31日現在において、実施項目別の集計では、30の実施項目のうち、15項目が実施で50パーセントの達成率となり、残りの15項目については、一部実施となっております。また、実施項目の詳細として設定した115の年度計画のうち、82が実施で、71パーセントの達成率となりました。ここで資料①の別紙を御覧ください。こちらは、令和3年度実施状況に係る実施、一部実施等一覧としまして、すべての実施状況と、年度計画を一覧にしたものでございます。実施のものは「○」を、一部実施は「△」を、未実施のものには「×」を記載しておりますので、後ほど御参照願います。それでは資料①にお戻りください。資料①、一番下の段落に戻りまして、財政的効果につきましては、社会保障制度の適正な運営、未利用財産の活用及び処分などにより、令和4年3月31日現在で、後期実施計画2年間で、1億1,673万円となっております。裏面には、参考といたしまして、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の実施状況への影響を記載しております。令和3年度の実施状況においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施を見送った事業や、規模の縮

小を余儀なくされた事業が一定数含まれています。また、国や市の政策判断等により、一部実施にとどまるものも含まれています。そういった新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施状況が一部実施や未実施となったものを踏まえた、年度計画の実施状況の概要は以下の表及びグラフのとおりとなっております。具体的には、令和3年度に一部実施、未実施となったもの29パーセントのうち、コロナ等の影響によるものが18パーセント、その他の要因によるものが11パーセントとなっております。資料①の説明は以上となります。続きまして、資料②「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和3年度実施状況」を御覧願います。こちらでは、実施状況の主なものを御説明いたします。初めに3ページをお開き願います。表の構成といたしましては、左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況（令和4年3月31日現在）、実施における効果、また、財政的効果、備考、担当課の順に掲載しております。それでは、項目1「窓口サービスの向上」についてでございます。ページの下段、国際化に対応した窓口環境の整備につきまして、年度計画を、外国人市民対応職員研修の実施、外国人の相談窓口の運営、外国人市民のための生活ガイドブックの周知としているところ、外国人市民対応職員研修の実施につきまして、備考欄の一部実施の理由にあるとおり、外国人市民対応職員研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたことから、項目1は「一部実施」となっております。続いて4ページを御覧ください。項目2「保育所及び開放学級の待機児童の解消」についてでございます。開放学級の待機児童の解消について、開放学級待機児童数は、令和2年度に引き続き、0人となったところですが、保育所待機児童数について、年度計画を待機児童0人としているところ、解消には至っていないことから、一部実施となり、項目2は「一部実施」となっております。続いて項目3「情報発信の充実」についてです。5ページをお開きください。情報の発信の強化として、Google マイマップを活用した情報発信等を行い、令和2年度に引き続き達成しております。次に7ページ、情報発信に係る職員研修の拡充につきまして、年度計画を研修2回実施としているところ、研修を2回実施し、達成となったことから、項目3は「実施」としております。続いて8ページの項目5「市民意見の反映」を御覧ください。こちらについては、9ページの上段、附属機関への市民参画の拡充について、公募委員の拡大として、令和3年度は公募率100パーセントを年度計画としているところ、令和3年度は80パーセントにとどまったことから、一部実施となっております。なお、備考欄にありますとおり、現在未公募の4機関については、今年度委嘱予定であるため、公募を実施していくところでございます。項目全体としましては「一部実施」となっております。続いて、10ページを御覧ください。項目7「協働の体制づくり」については、協働事業に係る市民意向の聴取として、市民アンケートを1回実施し、年度計画を達成したところですが、協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修の推進について、年度計画を2回実施としているところ、備考欄の一部実施の理由にありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回の実施にとどまったことから一部実施となり、項目7は「一部実施」となっております。続いて11ページをお開きください。項目8「地域に関わる担い手の育成」及び項目9「協働

事業の充実」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度計画の達成に至らなかったものが含まれることから、項目全体としてそれぞれ「一部実施」となっております。続いて、第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」につきましては、15ページの項目12「公共施設等の適正管理」について、個別計画策定及び推進として、水戸市斎場長寿命化計画、水戸市少年自然の家施設長寿命化計画などを策定し、年度計画を達成しております。一方で、保育所、幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進として、幼稚園5園廃止、幼稚園型認定こども園へ移行1園の年度計画としているところ、備考欄の一部実施の理由のとおり、国田幼稚園の廃止を当面見送りとし、幼稚園4園の廃止にとどまったことから、項目12は「一部実施」としております。続いて17ページ、項目13「事務事業の見直し」につきまして、事務改善に係る職員提案制度の活用として、年度計画を提案者10人としているところ、提案者は21人となり、計画を達成したことなどから、項目13は「実施」としております。続いて18ページ、項目14「ICTの活用」についてです。行政手続のデジタル化として、個人番号カードの交付率向上として、交付率20パーセントを年度計画としているところ、44.2パーセントを達成しております。また、AI活用可能な業務の検討やRPA導入として、年度計画を5業務にRPA導入としているところ、17業務についてRPAを導入し、3,054時間の職員負担の軽減につなげております。以上のことなどから、項目14は「実施」となっております。続いて20ページ、項目15「一部事務組合のあり方の検討」についてでございます。水戸地方農業共済事務組合について、令和3年5月、茨城県農業共済4組合等合併推進協議会の開催、統合スケジュールの明確化を実施したほか、令和4年3月、水戸地方農業共済事務組合の解散を行ったことから、推進としている令和5年度までの年度計画を前倒しで達成しております。以上のことなどから、項目15は「実施」となっております。続いて、項目16「事務事業の民間活力活用の推進」について、23ページの上から3段目を御覧ください。債権回収業務につきまして、年度計画を令和5年度まで検討としているところ、市営住宅家賃等使用料における退去滞納者の未収金回収業務を弁護士法人へ委託したことから、前倒し達成となつてございます。したがって項目全体といたしましては、「実施」となつてございます。続いて、項目17「公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」につきましては、植物公園において、年度計画を令和5年度まで推進としているところ、令和3年4月1日から指定管理者による管理を開始したことから、「前倒し達成」となつております。さらに25ページの上から2段目、新市民会館の指定管理者制度導入について、年度計画を「指定管理者制度導入」としているところ、備考欄のとおり、令和4年4月1日から指定管理者による管理を開始したため、達成となつております。一方で、指定管理者制度導入施設の評価手法の見直しについて、年度計画を方針の決定としているところ、備考欄にありますとおり、他市調査を踏まえた新たな評価手法の検討に時間を要し、方針決定に至らず、一部実施となつております。項目17としては「一部実施」となつております。続いて27ページを御覧ください。第4の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」に関して、項目20「給与の適正化」につきまして、28ページの中程、人事評価結果の給与

への適正な反映として、年度計画を人事評価結果の給与への反映としているところ、評価結果の翌年度の勤勉手当成績率への反映を実施したことなどから、項目 20 は「実施」となっております。続いて 29 ページをお開きください。項目 22 「社会保障制度の適正な運営」について、30 ページ下から 2 段目、要介護認定の適正化として、認定調査票の全件チェックを実施し年度計画を達成したほか、障害者福祉給付費等の適正化として、給付費請求情報のチェックを行い、こちらも年度計画を達成しております。さらに 32 ページ、生活保護において、就労支援の推進として年度計画を就労率 50 パーセントとしているところ、就労支援相談員を中心に就労支援を実施し、就労率 53.4 パーセントを達成し、100,474 千円の保護費適正化を図ったほか、不正受給の防止として、課税調査、資産調査を実施し、2,388 千円の不正受給徴収金納入につなげております。一方で、33 ページの一番下、一般検査、実地指導等の適正な実施につきまして、老人福祉施設について、令和 3 年度目標を一般検査 15 件としているところ、14 件にとどまり、備考欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の一般検査を翌年度に延期したため、一部実施となっております。以上により、項目 22 は「一部実施」となっております。続いて 35 ページをお開きください。項目 23 「外郭団体の財務体質・執行体制の改善」についてです。36 ページの外部評価の実施としまして、令和 3 年の目標を実施としていたところ、備考欄にありますとおり、「外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について」をテーマとする令和 3 年度包括外部監査を実施することとなったため、実施に至らず一部実施となり、項目全体としましても、「一部実施」となっております。続いて項目 24 「収納率の向上」につきましては、37 ページ下段の介護保険料について、収納率 96.8 パーセントを年度計画としているところ、令和 3 年度決算見込 97.2 パーセントとなり、目標を達成したほか、保育所利用者負担金についても、目標収納率を達成したところでございます。一方で、39 ページ上段、市営住宅家賃等収納率について、年度計画を 72 パーセントとしているところ、備考欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活困窮者が増加したため、目標収納率に至らなかったことなどから、項目全体としては、「一部実施」となっております。続いて 43 ページを御覧ください。項目 26 「未利用財産の活用と処分」につきましては、財産活用課と水道部経理課で取組を進めております。財産活用課は、売却 20 件、貸付 100 件の年度計画、水道部経理課は、売却 1 件、貸付 2 件の年度計画をそれぞれ達成しており、財産活用課は 127,256 千円、水道部経理課は 4,688 千円の収入となりましたので、項目 26 は「実施」となっております。続いて、45 ページを御覧ください。第 5 の柱「地方創生時代にふさわしい人材の育成」に関して、46 ページの項目 29 「多様な人材の確保」としまして、多様な人材の確保（特別選抜試験、民間企業等経験者採用試験等の実施）として、民間企業等実務経験者の土木技師 4 人、実務経験者の保育士・幼稚園教諭 3 人を採用いたしました。一方で、女性職員の管理職への登用について、年度計画を女性管理職 18 パーセントとしているところ、15.2 パーセントにとどまり、目標値を上回らなかったため、一部実施となっております。したがって、項目全体としては「一部実施」となっております。続いて 48 ページを御覧ください。

項目 30「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。49 ページ上から 2 段目、早出遅出勤務制度の拡充として年度計画を実施としているところ、新型コロナウイルス感染症に係る終日対応が必要な業務について、勤務時間の柔軟な割振りを実施しております。一方で、51 ページ下から 2 段目を御覧ください。出退勤管理システム導入の検討につきまして、年度計画を実施としているところ、備考欄の一部実施の理由にあるとおり、本庁舎等の導入方針決定に時間を要しているため、一部実施となっております。したがって、項目 30 は「一部実施」となっております。実施状況につきまして、主要な説明は以上となります。事務局から資料①、②の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、行財政改革プラン 2016 後期実施計画令和 3 年度実施状況について報告がありました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ御質問をいただいておりますので、まず、その質問に対する回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいておりますが、質問に対する回答をしていただき、それに基づき質問された方を含め委員の皆様と質疑応答する形を取りたいと思います。それでは、五つの大きな柱ごとに進めてまいります。初めに、第 1 の柱「質の高い市民サービスの提供」については、委員の皆様からの御質問等はありませんでした。私からの確認ですが、4 ページの保育所及び開放学級の待機児童の解消で、一部実施となっております。保育所待機児童数を見ますと、令和 3 年 4 月は 8 人だったのが令和 3 年 10 月は 44 人となっておりますが、その後どうなったのでしょうか。

○幼児保育課 幼児保育課でございます。4 月に比べて 10 月の待機児童が多いことについて、保育所は 8 割方が民間がやっていますので、運営を安定させるためにもなるべくお子さんを受け入れて、4 月に入所できるような態勢を整えるのが通常でございます。その後に転入されるお子さん、出生するお子さんがいらっしゃいますので、前半の 4 月に比べて後半の 10 月に待機児童が多くなるといった傾向があります。

○委員長 はい。例年そういう状況にあるということでもよろしいですか。そうすると、その待機している 44 人、令和 2 年には 87 人とありますけど、待機していただいている状況なのですね。ありがとうございます。他に何かありますか。

○委員 よろしいですか。開放学級の待機児童の解消について、現在、開放学級待機児童数が 0 人になっていますが、逆に児童数が足りなくて開放学級が少人数になってしまうというようなことはないのでしょうか。

○行政経営課 行政経営課からお答えいたします。今のところそういった不具合は発生していないと聞いております。

○委員 適正な人数が集まっているということですね。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。8 ページの、株式会社アイネスと日本老年学的評価研究機構とは、具体的にどのようなことを行っているのですか。

○デジタルイノベーション課 デジタルイノベーション課からお答えします。こちらは、介

護保険のデータと、市民の社会との関わりから健康寿命の延びとの関係について、こちらの団体と一緒に研究したものです。

○\_\_\_委員長 水戸市民を対象にしているということですか。

○デジタルイノベーション課 はい。介護については水戸市のデータを作成、分析しているところでございます。

○\_\_\_委員長 その成果が、これから出るということですか。

○デジタルイノベーション課 はい。今年度も、この研究を続けております。

○\_\_\_委員長 興味深いテーマだと思いますのでぜひ頑張ってくださいと思います。それでは第1の柱「質の高い市民サービスの提供」については以上でよろしいでしょうか。

<意見無し>

○\_\_\_委員長 それでは、第2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」の質問です。実施項目の8番について、\_\_\_副委員長から質問が出されていますので、これについて回答をお願いします。

○市民生活課 市民生活課でございます。「8 地域に関わる担い手の育成」に関わる質問について回答いたします。地域リーダー研修会と、地域コミュニティプラン研修会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっております。今後の再開の見込みや、代替案の検討はどうなっているかという質問についてお答えします。地域リーダー研修会は、町内会・自治会の会長などを対象に、地域課題の解決力を身に着けた地域リーダーを育成し、コミュニティの活性化を図ることを目的に開催しております。また、地域コミュニティプラン研修会は、地区会の役員等を対象に、各地区で策定済みの地域コミュニティプランの推進に当たり、地域の実情に合わせて必要な知識や技術を学ぶことを目的に開催しております。どちらの研修会につきましても、令和2年度及び3年度と開催を中止にした経過がございます。この理由といたしましては、研修会参加者は高齢者が多く、また住みよいまちづくり推進協議会の地区会からの推薦により募集を行っており、令和2年度及び3年度の開催に当たり、住みよいまちづくり推進協議会の理事会に相談したところ、開催反対の意見が出て中止とした経過がございます。今年度につきましては、9月以降の開催で準備を進めているところであり、8月開催の住みよいまちづくり推進協議会の理事会において、協議を行う予定となっております。なお、開催に当たりましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、講演内容を事前に収録しホームページ等で公開するオンライン開催などの実施も含めて検討をしてみたいと考えております。引き続き、地域の主体的な活動の支援に向け、効果的な研修を推進してまいります。以上でございます。

○\_\_\_委員長 はい、ありがとうございます。質問された\_\_\_副委員長から何かありますか。

○\_\_\_副委員長 ありがとうございます。よくわかりました。これでよろしいかと思っておりますので、引き続き御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○\_\_\_委員長 受講するのは何人ぐらいでしょうか。

○市民生活課 はい。地域リーダー研修会は、水戸市に34地区ございますので、そこから

1名ずつ34名が対象となります。続いて、地域コミュニティプラン研修会は、多いときは100人程度で行ったこともあります。新型コロナウイルス感染症が流行っている状況なので、70名前後とか、場合によっては100名近く、こちらにつきましては、理事会の皆様と相談して考えていきたいと思っています。

○\_\_\_委員長 例えばオンラインで行うことは検討されていますか。

○市民生活課 はい。このまま新型コロナウイルス感染症の拡大が続けば、オンラインで行うか、または実施するかということで、お諮りしたいと思っております。

○\_\_\_委員長 わかりました。ありがとうございます。それでは、第2の柱については以上ですが、それ以外で何か質問等ありますか。

<意見無し>

○\_\_\_委員長 よろしいですか。それでは第2の柱については以上です。続いて14ページ、第3の柱でございます。いくつか御質問がございましたので、順次御回答をお願いします。

○行政経営課 行政経営課から、「10 組織・機構の適正管理」についての御質問にお答えいたします。内容は、「部を越えた職員の臨時派遣制度」について、具体的にはどのような応援体制を確立されたのかという御質問でございました。「部を超えた職員の臨時派遣制度」でございますが、本市におきましては、市民税・県民税申告受付など特定の時期に業務が一時的に増加する場合や、年度途中で予測困難な事態が発生した場合に、担当の部内の人員のみではそれに対応することが困難であることから、従来から部を超えた職員の臨時派遣を実施してまいりました。限られた人員の中で、効率的・効果的に事務を執行する観点から、こうした部を超えた職員の臨時派遣は極めて有効な手法であります。従来の臨時派遣は体系化の整理ができていませんでした。そのため、より使いやすい制度となるよう、職員の臨時派遣を受ける際の具体的な手法や、必要となる庁内手続等を整理し、令和3年3月に各部各課に通知したものでございます。職員の臨時派遣を行う際の具体的な手法としましては、人事発令である兼務発令（任命権者が異なる場合には併任発令）による場合と、より簡便な方法である口頭・文書での職務命令による場合の2つの手法がございます。各部各課においては、派遣職員が従事する業務の内容や派遣期間等を勘案し、適切な方法を用いることにより、部を超えた職員の臨時派遣を受けることが可能であり、急激な業務増による職員負担の緩和が図れるようになっております。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫への対応におきましても、職員を派遣する各部の人員のバランスや業務の優先性等を踏まえ、兼務発令の手法を活用し、庁内各部から保健所への職員の臨時派遣を実施いたしました。これにより、派遣先・派遣元の双方に負担が集中することがないよう十分に配慮しながら、効率的な業務執行体制を迅速に整備することができたものと考えております。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。\_\_\_委員の御質問に対する回答でした。

○\_\_\_委員 ありがとうございます。どうしてこのような質問をしたかと言いますと、一部の職員の方にかなりの負担があるという話を聞いたことがありまして、それでどのように



配置されているのか気になって質問しました。御説明ありがとうございます。

○**委員長** 直接は関係ないのですが、昨日、県の会議がありまして、一昨年のもうインフルエンザの件がありましたが、あれは県庁職員の60パーセントが動員されたらしくて、なんとか業務を行おうと県が条例を作ることを考え始めています。今回の場合は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、保健所への支援みたいな形で行われたということですね。

○**行政経営課** そういった部分もあります。あと、市県民税の申告受付などは毎年行っております。内容によって、いろいろ工夫しながら応援依頼をしております。

○**委員長** はい。わかりました。ありがとうございます。続きまして、「12 公共施設等の適正管理」についてです。

○**財産活用課** 財産活用課でございます。質問内容としましては、老朽化対策が計画されていますが、策定とは計画を決めるとのことでしょうか。例えば、水道管、下水道管理没管の修復、市立図書館（昭和55年竣工）大雨の際の雨漏り等の修復のことでしょうか、というものでした。回答としては、水戸市では、公共施設等につきまして、現状を踏まえた上で、老朽化対策などの課題に対応するため、平成29年に「水戸市公共施設等総合管理計画」を策定し、耐震化・不燃化等の安全性やバリアフリーなどの機能性等を確保するほか、長寿命化型の改修を進め、ライフサイクルコストの平準化を図ることとしております。策定とは、計画を決めることであり、御質問の個別計画の策定につきましては、公共上下水道や図書館などの個別の施設に関しまして、「水戸市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設等の点検・診断を定期的実施し、その結果を踏まえ、適切な修繕を行うことで施設機能を維持し続けるとともに、長寿命化型の改修を進め、危険性が避けられない施設につきましては、更新・改修・解体等を実施して施設利用者の安全に努めることなどを位置付けております。また、これら個別計画に基づき、学校、市民センターなどの施設につきましては、長寿命化型の改修が既に進められております。以上でございます。

○**委員長** はい、ありがとうございます。委員いかがですか。

○**委員** 一番気になっているのは、市立の中央図書館の件です。市の財産である蔵書等の破損や汚れについて、なぜ汚れたのか聞いてみたのですが、雨漏りのためと図書館職員の方が回答されました。そういうことは優先順位でいったら早急に対策しなければならないと思いますがいかがでしょうか。

○**財産活用課** はい。それぞれ個別計画の中で、その施設の特性において、優先順位というものは決まってくるかと思えます。手元に資料がないため、どれが一番優先なのか、今申し上げることはできません。確かに利用者目線でいけば、本を読める状態にしておくことが一番大事だと思いますので、それを守ることが優先順位としては上だと思います。

○**委員** 昨日のような、1時間に何十ミリという大雨が降った場合、おそらく中央図書館でもビニールシート等を敷いて対応していると思います。ただ、毎回その対応が続いていくことに対して、修復を後回しにしているのではないかと思います。もしも生活に関わる部分が不具合を起こしたら、そうなったときにどうされるかということをお聞きしたいと思います。

います。

○**財産活用課** そういった突発的な故障などは、個別計画や総合計画とは別の話で、お困りの方がいるから、早急にこの計画とは別に緊急事態に対応するものです。適正管理というのは、計画的に修繕を進めていくという考え方ですから、例えば地震や大雨によって橋や道路に不具合が生じた場合には、その危険度に応じて早急に復旧するよう対応しております。各施設においても、そういう対策は同様にしていると思います。

○**委員** わかりました。ありがとうございました。

○**委員長** 長寿命化というのがメインだが、補修しないといけないところは個別に臨機応変にやっているということですね。

○**財産活用課** はい。緊急事態に関しては、個別計画とは別の対応になります。

○**委員長** ありがとうございました。それでは、「14 ICTの活用」について、デジタルイノベーション課から回答をお願いします。

○**デジタルイノベーション課** はい。質問内容でございますが、DXを検討しているところではございますが、対面での業務がまだ必要であると、御指摘のとおりでございます。そういった中で、デジタルデバイド対策として、例えばスマートフォンといった電子機器を使える人と使えない人の、格差が拡大していくのではないかと御指摘でございます。DX推進として掲げられておりますマイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化、AIやRPAの利用推進等でございます。地域社会のデジタル化が進んでいく中で、デジタルデバイドへの具体的な対策ということをお尋ねでございました。回答としましては、御指摘のとおり、デジタル技術が発展する中、誰一人取り残されない社会を構築することは極めて重要なことと考えております。特に、スマートフォン等のデジタル機器に慣れていない、高齢者のデジタルデバイド対策は大きな課題であると認識しております。本市では、高齢者にデジタル機器に触れてもらう機会を少しでも増やすため、民間会社と協働し、スマホの利便性を体験できる「はじめてのスマホ教室」を開催しています。令和4年度は、昨年度から回数を大幅に増やし、すべての市民センターで行う予定です。また、「広報みと」8月1日号では、デジタルデバイドの特集記事を掲載し、特に現在のコロナ禍や災害時において、スマホ等を使えないことによる情報格差が大きな問題となることを広く市民に周知するとともに、スマホの便利な使い方を併せて紹介することで、高齢者に少しでもデジタル機器に触れてもらえるよう、意識啓発を図っています。今後も、市民誰もがデジタルの利便性を享受できるよう、デジタルに触れる機会の創出に努めてまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございました。委員いかがですか。

○**委員** ちょうどタイミングよく、広報みと8月1日号を拝見させていただきました。やはりデジタル弱者といいますか、そういうものに対して苦手意識を持っている方がいらっしゃると思いますので、皆ができるようにということを目指しているということは十分理解いたしました。ありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。次に、電子図書館の計画等について、中央図書館

から回答をお願いします。

○**中央図書館** はい。中央図書館から「14 ICTの活用（行政手続きのデジタル化）」に係る質問について回答させていただきます。市民が便利さを実感できるICTを活用したサービスの提供（行政手続きのデジタル化）という実施内容において個人番号カードの交付率向上及び利用サービスの追加を年度計画として位置付けています。個人番号カードのみならず、電子化により行政に対する様々な需要が高まってきています。インターネット、スマートフォン、タブレット等の端末により社会構造の変革がみられます。スマートフォン他で小説、漫画が読まれる時代です。このようなことから電子図書館の計画がありますか、という御質問でした。回答といたしましては、水戸市立図書館では、中央を除く地区館5館（東部・西部・見和・常澄・内原）について、平成28年度（内原のみ平成30年度）から指定管理者制度を導入し、（株）図書館流通センターが指定管理者として管理運営を行っており、指定管理者の自主事業として、平成28年6月から電子図書館を開設しております。平成28年度にはコンテンツ数3,338点でしたが、令和4年3月末には8,425点となっております。地域団体との連携によるコンテンツとして、「かわわだようちえんお弁当Book」（河和田幼稚園）、「高橋久子物語」（茨城大学）、「だいだらぼう」（おはなしの会どんぐり）等が登録されています。また、令和4年度からはTRC-DLマガジンという電子雑誌閲覧サービスも開始しました。水戸市立図書館利用カードをお持ちで、水戸市在住・在勤・在学の方は、来館及びメールで電子図書館の利用登録が可能ですので、是非御利用ください。以上でございます。

○**委員長** はい、ありがとうございます。

○**委員** 回答を見まして、電子図書館が稼働していることはわかりました。広報に載せる等PRをもう少ししていただけるとありがたいです。

○**中央図書館** はい。御指摘ありがとうございます。市民の方にすぐわかる形で、PRしていきたいと思えます。

○**委員** その電子図書館がこれだけの点数があるということ、市民はおそらく分かっていないと思えます。今後はこういう形の読書が普及していくでしょうから、今後の対応については、大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** コンテンツが3,000点から8,000点へとかなり拡充されているのですね。どのような人が利用されていますか。

○**中央図書館** 主に若い方、学生が多いです。

○**委員長** わかりました。

○**委員** ただ、紙の情報伝達はなくならないと思えます。利便性を求めてデジタルに行くのであって、考える力や知識、そういうものはやはり紙媒体から吸収するのが一番だと思いますので、図書館の役割というのは大きいと思えます。資料というのは市民の財産ですから、先ほどの雨漏りの話になりますが、早急に手を打つべきじゃないかと思えます。

○**委員長** この場ですぐになんとかするのは難しいですが、庁内で検討いただけ

ればと思います。

○中央図書館 改善できるよう、努力して参ります。

○\_\_\_委員長 よろしく申し上げます。次に、「15 一部事務組合のあり方の検討」についてです。よろしく申し上げます。

○衛生事業課 よろしくお願ひいたします。一部事務組合のあり方の検討（大洗、鉾田、水戸環境組合（し尿）、茨城地方広域環境事務組合、笠間地方広域事務組合）について、質問内容としては、年度計画は、すべて検討となっており、実施状況もすべて検討となっています。また効果でも、「課題、問題点の整理」や「構成市町の状況の把握」と抽象的な文言が並んでいます。どういう方向性で検討しているのか、整理された「課題、問題点」や、明らかになった「構成市町の状況」とはどのようなものなのか、というものです。まず、し尿に関する部分、大洗、鉾田、水戸環境組合（し尿）、茨城地方広域環境事務組合についてお答えします。方向性についてですが、人口減少や下水道の普及、水戸地区の見川クリーンセンターにおいてし尿処理を行っていますが、そちらの老朽化が進んでいる状況がありまして、将来的には水戸、常澄、内原に分かれている処理区域を一つにまとめることが望ましいと考えており、この考え方を基本として、一部事務組合のあり方について関係機関と協議を進めていきたいと考えております。課題、問題点については、処理区域が水戸地区、常澄地区及び内原地区に分かれており、行政制度の一体性や市民負担の公平性、運営の効率化等が課題となっております。構成市町の状況は、構成市町のし尿の処理量の推移や、将来のし尿処理の方向性についての検討状況を把握しているところでございます。次に、笠間地方広域事務組合は斎場の組合になります。方向性については、当面は、現行どおりの運営を継続しながら、将来の一部事務組合による火葬業務のあり方について検討を進めることとしております。課題、問題点については、将来的に、火葬需要がピークに達した後、減少傾向に転じた場合、利用件数や新斎場の運用状況も踏まえつつ、どのように対応していくかが課題です。構成市町の状況は、構成市町について、利用件数の推移等を把握している状況です。以上でございます。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。\_\_\_副委員長いかがですか。

○\_\_\_副委員長 ありがとうございます。重ねてお伺いしたいのですが、将来的に市全域を一つの処理区域とすることが望ましいと考えているということですが、これは水戸・鉾田・大洗を含めて一部事務組合を作ると、そういう意味なのですか。

○衛生事業課 合併等の経緯があつて、当初水戸地区だったところに常澄地区が合併しました。旧常澄村においては、大洗、鉾田の事務組合がし尿処理をしていました。この後、内原町が合併した際に、内原町を茨城地方広域環境事務組合がし尿処理したという経緯があります。これは合併当初の経緯としてはそのままの状態、制度を引き継いだということがありまして、将来的には一つにしたいというのは、組合とかではなくて水戸市の単独事業として、水戸市で発生したし尿はこちらで処理したいと考えております。

○\_\_\_副委員長 ということは、近隣市町を切り離すという方向もありうるということでは

すか。

○**衛生事業課** それについては、ほぼそういった方向で、水戸市として検討していきたいと思います。最終的に組合から脱退するという話もあるかと思いますが、そこまで具体的に話は進んでいないです。

○**副委員長** わかりました。課題と問題点というところですが、これはもう検討するまでもなく分かっていたことだと思います。これが成果だと言われても、よく分からないのです。

○**衛生事業課** おっしゃるとおりだと思います。当初合併した時から、いずれ課題になるだろうとわかっていたはずだと思います。それぞれ許可制度とか、水戸市に関しては業者に委託して行っているというのもありまして、どのような料金体系にするかそろっていない状況があります。それも含めて課題としております。

○**副委員長** はい。わかりました。最後の質問です。課題や問題点が明らかになったということですが、当初の方針には変更なく、将来的な計画には影響ないといえますか、変更なしということでしょうか。

○**衛生事業課** し尿の処理方針に関しては、現況からいきますと、将来的には水戸だけで自己完結したまちづくりという観点から処理するのが、一番正しい姿だと思います。

○**副委員長** 課題や問題点が明らかになっても、当初の方向性には変更はないということですね。課題や問題点を改めて明らかにしたというのが私個人としては納得ができませんところではありますが、それが効果だとおっしゃるわけですね。わかりました。ありがとうございました。

○**委員長** 最終的にはいつまでに決めるとか、あるいは単独でやるといった結論がいつまでに決まるとか、期限はあるのですか。

○**衛生事業課** 構成市町村でこれまでお付き合いしてきたという部分がありますから、まだ現段階で、水戸市はいつから単独でやっていくとか、組合から抜けるとかそういったことはまだ決まってははいないです。

○**委員長** 結論はいろいろあると思います。ただ、いつごろまでを目安に方向性を決めるのか、お考えはありますか。

○**衛生事業課** し尿に関しては方向性を持っていますので、改めて検討を重ねるという部分はなく、この方向でどう進めていくかという過程の中で、もしかしたら新しい考えが出るということもあるかと思いますが、行政としてはこの方向性でいきたいと考えております。

○**委員長** 大変な課題を抱えています。資料の「検討」ではない書き方等整理いただければと思います。一部事務組合に関しては以上ですが、これに関して御意見はありますか。

<意見無し>

○**委員長** それでは、「16 事務事業の民間活力活用の推進」について、回答をお願いします。

○**市民課** 市民課でございます。事務事業の民間活力活用の推進について回答いたします。

質問内容としましては、年度計画は、すべて「検討」となっており、確かに検討は重要ですが、その方向性が見えにくいのも事実です。そこで、「他市民間活力事例の調査・研究」の成果、および効果とされている整理された「民間活力導入に係る課題」とは何かについて説明してください、というものです。回答としましては、市民課等の窓口業務の民間委託に係る課題としては、先進導入地である群馬県前橋市の視察、及び他市民間活力事例調査より、大きく以下の3点と考えております。①公権力行使に係る業務を切り分け委託業務範囲を限定することの難しさ、②委託業務については、発注者である市から受託業者の職員へ直接指示や命令を行うことはできない。窓口で難案件が生じ、受託者のみの判断で処理できない場合にも、受託者で聞き取りした案件を、直接市職員が指示を出すことができないため、再度市職員のいる窓口で同じ説明を市民よりしていただく必要性が出てしまうなどの市民サービスの低下のおそれ、③市職員の窓口対応スキル及び意識の低下、窓口対応、入力事務の委託化により、市職員が複雑な事案への対応が困難になり、受託者からの問い合わせに適切に対応できないなどの支障があります。また、窓口業務民間委託請負業者との意見交換により、受託業者の視点から、職員の確保が難しいという住民ごとに提供するサービスを判断することが多く、委託業務の詳細をマニュアル化し、受託業者職員のスキル維持が課題との指摘もあり、一定水準のサービスを確保したうえでの委託先確保の難しさもあります。さらには、民間委託費用の大部分は人件費ですが、現在当市民課においては、窓口業務における職員と会計年度任用職員の割合は同数であり、フロアマネージャーや窓口業務は会計年度任用職員を中心に行っており、コスト削減効果を得ることが難しいことなども、現時点で民間委託の課題として認識しているところです。また、今年度、マイナンバーカードの土日の出張窓口の開設など申請サポート業務を委託化しておりますが、受託業者においてスタッフ募集に手間取るなど、安定的な業務運営に不安がある状態となっております。以上のような課題を踏まえ、民間活力導入については、今後も慎重に検討を進めてまいります。以上でございます。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。

○\_\_\_**副委員長** 詳細な説明をいただきありがとうございます。大変勉強になりました。お伺いしますが、ここまで問題点が明らかになっているのであれば、窓口業務を民間委託するのをやめたほうがいいのか、検討はここで打ち止めにして、従来のやり方でやるのが合理的なように思います。それでもまだ検討しないといけないのですか。

○**市民課** おっしゃるとおり、現状のままがいいのではという内部意見もあります。ただ、1回検討を始めたので、きちんとした結論を出したいという考えもありますので、検討という形になっております。

○\_\_\_**副委員長** わかりました。ありがとうございました。

○\_\_\_**委員長** 方向性を決めてから、今までどおりにやっていくのなら効率化を進めるとか、会計年度任用職員の割り振りをどうする等、次の検討のステップに行くようなイメージを持っていますが、検討期限の目安はありますか。

○**市民課** 今の段階で令和何年までと、そういう話ではできません。

○**\_\_\_委員長** わかりました。引き続き検討となっていますが、よろしく申し上げます。同じく「16 事務事業の民間活力活用の推進」の、ごみ収集業務に関しての質問がありました。これについて回答をお願いします。

○**清掃事務所** 清掃事務所より回答いたします。質問内容としましては、ごみ収集運搬業務について、地域によっては2週に一度、プラスチックごみ、びん、缶と資源ごみ（紙類、布類）が同じ日に収集されます。紙類は、段ボール、新聞、その他の紙類、紙パック（牛乳パックなど）に分けられ、布類は、洋服、シーツ、タオルに分けられています。収集所がいろいろな種類のごみで山積みになり、出すほうも工夫が必要ですが、収集するほうも大変ではないでしょうか、というものでした。回答でございますが、本市におきましては、ごみの減量と資源の有効活用を図るため、令和2年4月の清掃工場「えこみっと」の供用開始に合わせ、民間活力を活用し、新たな分別区分による家庭系の資源物・ごみの収集運搬業務を進めております。具体的な内容といたしましては、ペットボトルや白色トレイ、プラスチック製容器包装の3品目について、新たに資源物の分別品目に追加するなど、資源物とごみを5種16分別に細分化しております。その中で、資源物につきましては、紙類・布類とびん・缶類を資源物A、ペットボトルと白色トレイを資源物Bとそれぞれ区分し、資源物A、資源物Bそれぞれ収集回数を同一曜日で月2回、別の週に定めております。また、令和2年度において、資源物Bの区分で収集を実施しておりましたプラスチック製容器包装につきましては、多くの市民の皆様からの御意見、御要望等を踏まえ、令和3年4月から、収集回数を月4回とし、資源物Aの収集日においても収集を行っているところであります。このため、委員御指摘のように、資源物Aの収集日においては、集積所に、紙類・布類、びん・缶類に加え、プラスチック製容器包装が排出されることとなりますが、紙類・布類については、分別区分ごとにひもでしばること、びん・缶類やペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装については、分別区分ごとに透明又は半透明の中身が見える袋であることとし、資源物の分け方、出し方の基本ルールを守っていただいております。その上で、分別品目ごとに市の委託を受けた業者が収集運搬に当たっております。市民の皆様が集積所への資源物の出し方、収集作業の効率性を考慮すると、あくまで集積所の維持管理上の問題ではありますが、集積所内に決められた資源物の置き場所を設定していくことは意義がありますので、市民の皆様からの御意見、御要望等を伺うとともに、御理解御協力を得ながら、市民の皆様が分別収集に協力しやすい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○**\_\_\_委員長** ありがとうございます。\_\_\_委員いかがですか。

○**\_\_\_委員** ありがとうございます。いつも何種類かのごみを混ざらないように出しているのですが、収集するほうも大変だなと思っていました。曜日を分けるとか、そういったことはしないのですか。

○**清掃事務所** 収集作業については、今のところ問題なくできています。ただ、委員御指摘のとおり、ある品目は回収されたのに、こっちの品目は回収されていないが回収漏れなのか、

といった問い合わせを受けることが何回かありましたので、新しいごみ処理基本計画の中で考えていこうと思います。

○\_\_\_委員 ありがとうございます。

○\_\_\_委員 よろしいですか。ごみを出す側、市民の方が分別についてきちんと理解していないということはありませんか。

○清掃事務所 はい。2年前の清掃工場「えこみっと」の供用開始に合わせて、新しい分別法を始めました。当初は収集が夕方や夜までかかってしまうこともあり、市民の方にも大変御迷惑をおかけしてしまいました。その点については、収集区域を見直したり、収集車両の増加によってある程度落ち着いている状況です。市民のごみの出し方については、分別品目が多くなって分かりにくいという御意見が多くありますので、地区ごとに収集日のカレンダーを作って周知を行っています。その他、市の公式LINEにおいて、収集日の前日に通知するようにしていますが、やはりまだ不足している部分はありますので、あらゆるチャンネルを使って周知していきたいと思います。市民の皆様には、分別や出し方について御協力をいただいておりますので、感謝しております。

○\_\_\_委員 わかりました。ありがとうございます。

○\_\_\_委員 よろしいですか。冊子やカレンダー等、有効に使わせていただいております。わからないときは一つ一つ見直しながら出すようにしていますが、町内会に入っていない人たちもごみ収集は一緒ですね。案内の冊子やカレンダーはどのようにして配布していますか。市民センターや銀行に行けば置いてはありますが、町内会に入っていない人についての対応をどうしていますか。ごみ出しのやり方が間違っているように感じることがありますので、気になっています。

○\_\_\_委員長 町内会に入っていない方への周知はどうしているかということですね。いかがですか。

○清掃事務所 カレンダーやごみの出し方についての冊子は、本庁舎や市民センターで配布しています。町内会未加入の方について、今までの取組としては、不動産会社に配布したり、学生が多い区域については大学に配布して周知を図っております。

○\_\_\_委員 個々に配布はしていないのですね。

○\_\_\_委員長 町内会に入っていれば、そちらからのルートで配布されますが、それ以外については大学や不動産会社で入手するということですね。それで十分かどうかというと、これから課題がありそうでしょうか。

○清掃事務所 収集の際に、出し方に問題があるごみについては、収集日が違います、出し方に問題がありますといったシールを貼ってお知らせするようにしていますが、周知の仕方については、考えていきたいと思います。

○\_\_\_委員 私たちは回覧でいただきますが、そうではない人はどうしているのか、皆で共通して理解できれば基本的な間違いはないと思います。

○\_\_\_委員長 ごみ出しに限らず、町内会の問題は水戸市全体としてありそうですが、工夫



していただければと思います。

○\_\_\_委員 よろしいですか。私の地区も2, 3年程ごみ出しについて問題のある方がいました。話し合いをしようとしても、自分は町内会に入っていないから関係ないと突っぱねられてしまう。そこで市民センターにも間に入ってもらって、地区会長と一緒に説明していただいたことで現在は改善されたということがありました。

○\_\_\_委員長 市民センターは市の出先機関ですか。

○事務局 そうです。

○\_\_\_委員長 市の出先機関である市民センターが入って、町内会長と一緒に話をしてもらうのがいいのではないかと、ということですね。

○\_\_\_委員 そうです。地域によって状況は違うかもしれませんが、そういうやり方もあるということです。

○\_\_\_委員長 効果があったということで、検討していただいてよろしいですか。それでは、第3の柱の最後の質問、「17 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」の保育所・幼稚園について、回答をお願いします。

○幼児保育課 よろしく願いいたします。質問内容は、年度計画は、すべて「検討」となっており、その方向性が見えにくいのも事実です。そこで、「他市の事例の調査研究」の内容・成果と、効果とされている整理された「民間活力導入に係る課題」とは何かについて説明してください、ということでした。回答としましては、市立保育所、幼稚園の民間活力活用の推進については、県内で保育所や認定こども園の民営化を進めてきた土浦市、つくば市、笠間市などの導入事例について調査研究を進めており、今年度は先進自治体の視察も予定しています。民営化に際しては、土地、建物、運営のすべてを民間に移譲する手法や、運営業務のみを委託する手法などがあり、各手法による民営化の形態や運営経費の違いについて調査研究を進めており、今後の保育需要も勘案しながら、民間活力活用の可能性を様々な視点から検討しているところです。民営化の効果としては、民間のノウハウによる運営コストの削減のほか、長時間の預かり、休日保育など、保護者の多様な保育ニーズに応えることができるかと考えています。民営化の課題としては、支援を要する児童や児童虐待など、緊急を要する児童の柔軟な受け入れや、現在の職員の処遇にも十分に配慮する必要があります。また、これまで公立保育所が培ってきた保育内容の引き継ぎや民営化後における市の役割・責任などの課題がありますが、民営化に当たっては、特に保護者や児童の不安に寄り添い、丁寧な説明を行っていくことが重要であると考えています。説明は以上でございます。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。\_\_\_副委員長いかがですか。

○\_\_\_副委員長 ありがとうございます。確認ですが、土浦、つくば、笠間などの導入事例について調査研究を進めていて、それで明らかになったのが第2段落以降というお話でよろしいでしょうか。

○幼児保育課 はい。

○\_\_\_副委員長 そうすると、これらの成果や知見を踏まえて、水戸市としては引き続き民

間活力活用という方向性で、引き続き検討していると理解してよろしいですか。

○**幼児保育課** はい。今後の方針策定に向けて、検討を進めていきたいと思っております。また、回答の中で、今後の保育需要を勘案しながらというのがありますが、従来は民営化方針であったところが、保育需要の減少が見られることから、廃止とか、そういった形での配置計画として見直したところもございます。保育事業に関しては、ちょうど今は過渡期でございます。先ほど待機児童が3人と報告しましたが、保育需要はピークを迎えつつあるところでございます。そういったところも勘案していく必要があると考えております。

○**副委員長** わかりました。ありがとうございました。

○**委員長** はい。ありがとうございます。他に御質問はありますか。

<意見無し>

○**委員長** それでは、第4の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」について、回答をお願いします。

○**財政課** よろしくお願いたします。「25 受益者負担の適正化」に関する質問にお答えいたします。質問内容の趣旨は、「予算編成において新たな使用料・手数料を検討」とありますが、その検討の内容と効果についてでございます。回答としましては、使用料・手数料の新設、改定につきましては、数年に一度、定期的開催しております使用料等審議会における検討をメインとしておりまして、毎年度の予算編成における検討については、それを補足するという位置づけで行っております。予算編成においては、各施策の充実、改善に向けた財源確保や、受益者負担率の向上を図る観点から、新設だけでなく改定についても検討を行っているところございまして、令和3年度における検討の効果、成果としましては、し尿処理手数料の見直しを実施しております。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で、事業者や市民の皆様への負担につながる改正については、当面は極力実施を見送ることを基本方針としております。本市におきましてはこれまでも、使用料等審議会や毎年度の予算編成を通じて、使用料・手数料の見直しに積極的に取り組んできました。今後も感染症の状況を見極めながら、見直しについてしっかりと検討を進め、住民負担の公平性の確保や受益者負担の適正化に努めてまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。副委員長いかがですか。

○**副委員長** ありがとうございます。見直しを進めて、公平性の確保とか、受益者負担の適正化を実施しているという意味合いでしょうか。検討をしても、アクションを起こさなかったら実際の効果はないわけですね。その辺りがどうなっているのか、回答の資料を見ると、見直しは継続的に行っているとありますから、検討以上のことを行っているという理解でよろしいでしょうか。

○**財政課** おっしゃるとおり、検討するだけでは効果はありませんので、検討の上に実際の見直しがあって初めて公平性の確保、適正化がなされるという考えでございます。ただ、検討も非常に重要なことですので、引き続き行っていきたいと思っております。

○**副委員長** わかりました。ありがとうございます。

○\_\_\_委員長 いろいろな手数料・使用料がありますが、新設、改定をどのくらいの頻度で行うのか、目安はありますか。

○財政課 ものによってルールはまちまちです。例えば下水道使用料は、以前は3、4年に一度見直しを検討してまいりました。今は水道と料金が一緒になりましたので、そちらと合わせて見直しをしております。その他の使用料につきましても、だいたい3、4年に一度、使用料等審議会を開催して見直しの検討を行っております。

○\_\_\_委員長 そういう意味で検討は継続するということですか。

○財政課 はい。

○\_\_\_委員長 はい。ありがとうございました。以上、質問について答える形で議論を進めてまいりましたが、その他御意見等ありましたらお願いします。

○\_\_\_委員 よろしいですか。行政改革推進委員会ということで会議を行っていますが、評価を行ったということをもっと明確に言葉にしていのではないかと思います。中核市に移行して保健所が独立してすぐに新型コロナウイルス感染症が拡大して、その対応のために多くの人員を割かなくてはならない。残った人だけで業務をこなすのは大変だったというのが実態だと思います。しかし、本日の説明を聞いていると、そういった感じが伝わってこないです。積極的に取り組んでいるのですから、もっとわかりやすく話してくださると良いかと思います。それから、受益者負担の適正化についてですが、説明がよくわからないです。例えば証明書を発行するのに、市役所窓口よりもコンビニで発行したほうが手数料が安いですね。これが公平、適正化というなら、どうしてそうなるのか。他がやっているからというのでは説明になっていないと思います。どうしてそうなるのかをしっかりと説明できなくては、取組もできない。適正化がどのような背景で、どんな根拠があって行われるのか、感覚ではなく、明確な答弁でなくてはならないと思います。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。ポイントをおさえたメリハリのある説明は重要ですね。新型コロナウイルス感染症関連の業務で職員の方々が頑張っていることは承知しておりますが、今後も含めて、ポイントはどこかを整理して委員会の運営を向上させることをお願いしたいと思います。その他に御意見はありますか。

○\_\_\_委員 よろしいですか。現在、商工会議所で話題になっているのが新市民会館のこと、管理者は誰なのかということです。指定管理者制度は、民間業者に公の施設の管理権限を委任することですが、委任された側は営利団体ですから、ある程度利益を追求しながら管理することとなります。行財政改革の大きなポイントは、民間の力をうまく活用することだと思います。例えば、道路を作るから民間の建設会社に発注したら、水戸市はそれを監督する立場になります。そういう立場であってほしいと思いますし、民間会社の集まりである商工会議所としても、いかに市から委託を受け、注文をいただくかが大きな目的でもありますので、ぜひよろしくをお願いします。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。新市民会館の指定管理者はもう決まっていますよね。

○事務局 はい。資料②の25ページを御覧ください。こちらに、指定管理者の指定の議決ということで、令和3年度に株式会社コンベンションリンクージを、水戸市民会館の指定管理者として議決をいただいております。令和5年度7月から市民会館が開館しますが、その場合の運営については、こちらの会社が主体となって運営をしていく形であります。ただ、水戸市の施設でありますので、現在は新市民会館整備課の所管、令和5年度以降には新たな体制になるかと思いますが、いずれにしても市の所管課がきちんと管理をした上で、具体的な運営について、これは利用率をどんどん高めて集客効果を高めていくために、民間のノウハウを活用して進めていきたいと思っております。

○\_\_\_委員長 はい。常磐大学にも新市民会館整備課の方が来て、市民会館がオープンしたらどんな講演を聞きたいかといったことを幅広く聞いていました。指定管理者のほうでもいろいろ考えていると思いますが、ぜひよろしく願います。こちらは東京の会社ですか。

○事務局 はい、東京にあります。

○\_\_\_委員長 はい。他にないかありますか。

○\_\_\_委員 よろしいでしょうか。私は医療福祉関係の代表として参加させていただきました。私個人の感想となりますが、現在、保健所の業務がひっ迫して部を超えた応援を行っているというお話が出てきました。実施計画の実施状況について、できたものと考えておりますという答えがありましたが、医療側の立場で申し上げますと、それはまだどうなのかな、というのが率直な感想です。我々も同じ形でやっておりますので、いろいろ苦労されているのはわかります。私どもは、保健医療部や福祉部の方々といろいろお話をさせていただいておりますので、今日ここに出てきた答えは知っている部分がございます。例えば、報告の中では説明をさっと流していたようだったので、別に皆さんもあまり疑問に持たなければいいのかなと思ったところです。ジェネリックに切り替えた割合とか、あとはがん検診や特定健康診査の受診率、受診者数の問題等たくさんありますが、まだ目標に達していないが本当はどうなのかな、という疑問を持たれたら、これは私が答えなくてはいけないと思います。保健医療部と福祉部といろいろお話をさせていただいて、目標に向かって取り組んでいるところではございますので、私の立場はやや中立になってしまうのかなとも感じながら、お話を伺っておりました。以上、感想でございます。

○\_\_\_委員長 はい。最初に副委員長から質問がありましたけど、やはり検討というのは、期限みたいなものを決めて結論をいつまでに出すとか、そういう形にしていってはどうか。全部検討というのも、実際には中身がいろいろあると思いますが、こういうふうに出てくるとそう見えてしまうので、いかがですかね。

○事務局 おっしゃるとおりで、いつも検討で、検討のほうで終わってしまうということではやはりよろしくないというところはあります。内容によっては、どうしても水戸市だけ単独での結論によりまして、このスケジュールで行くというのができないものもあります。先ほどの一部事務組合などはまさにそうです。内部的にはこの辺でといった落としどころを持っていても、なかなかそれを表面に出せないという部分もあります。内部的に検討するも

のについては期限を決めないと、この先も実行に移せないで、これは私どもの進行管理をするうえでも、先ほどの市民課にしてもある程度内容はそろっていますので、これを具体的にまとめてくださいと話を持っていく形で、進行管理していきたいと思っております。

○\_\_\_**委員長** はい。ぜひよろしくをお願いします。

○\_\_\_**委員** よろしいですか。財政課長へ質問ですが、自治体によっては、年間予算額に匹敵する程ふるさと納税の寄附金が集まると、テレビ等でも宣伝しています。それらに対して財政課としてお考えは何かありますか。

○**財政課** 財源の確保という観点から申し上げます。全国を見ますと先進自治体が相当努力をしている中で、寄附額を伸ばしている団体があります。当然、本市としても、目標としては少しでも寄附額を増加させるため取り組んでいるところであります。ただ、どうしても都市部の特性というところで、寄附を集めている自治体は自然豊かなところが多いのですが、都市部ですと、逆に市民の方がふるさと納税をするというパターンが多いです。本市も実情を申せばそういった状態です。収支的には赤字であるのが実態です。そこを黒字転換するというのはなかなか厳しいですが、少しでもその幅を小さくしていくため、担当部署の市民税課が頑張っているところであります。

○\_\_\_**委員長** 他市と比較して、水戸市の寄附額は多いのですか。境町は寄附額が多いというのは聞いています。

○**財政課** 水戸市は金額でいうと2億から3億といったところです。多いと言えば多いのですが、ただ、それ以上に流出が多く、結局赤字になっている状況です。

○\_\_\_**委員** 結局、返礼品によって、先ほども言いましたが、年間予算額に匹敵するぐらいの寄附が集まるのが、特産物です。だからそういう魅力的なものが打ち出せるかどうか、それもお聞きしたいです。目玉になるものはありますか。

○\_\_\_**委員長** 返礼品はどのようなものがありますか。

○**財政課** 本市ですと、常陸牛や、納豆関連の返礼品に人気があると感じます。

○\_\_\_**委員** そういうアナウンスメントは、広報を通じて行っていますか。

○**財政課** はい。ホームページ等でお知らせしておりますが、十分かと言われるとまだ課題があると思いますので、担当課に伝えます。

○\_\_\_**委員** 委員長がおっしゃったように、返礼品は何がありますか、ということは、返礼品の内容が知られていないということですね。私も知らないです。だからそれは、そういう制度がある以上は、有効利用してもいいのではないかと思います。潤沢な国家予算並みの予算を持っているわけではない一方で、そこは行政の難しいところだと思います。儲けてはいけない、損してはいけない、ちょうど中間をウロウロしなきゃいけないということで、水戸市の返礼品について、おそらく、商工会議所の方はわかっていると思いますが、一般の人は多分わからないと思います。ふるさと納税の寄附金で1年分の予算ができてしまう、これは絶対あってはならないことだと思いますが、それは国が認めていることで、仕方ないと思います。もう少しPRの仕方も、財政課とみとの魅力発信課で勘案していただきたいです。先

般出た、ごみ収集の話にしても、PRっていうものが、いかにうまくできていないかっていうこと、役所がそうじゃないかってことなんですよ。その辺りはどうお考えですか。

○**事務局** ふるさと納税の関係で言いますと、市民税課では一昨年度から、取り扱いポータルサイトを大手をすべて網羅する形にして、取組を行いました。それと、市民税課で具体的に対応をしているのは、寄附をされる方というのは、だいたいサイトを見て返礼品を選びますから、実はポータルサイトの一番最初に何が出てくるかによって、もうそこでだいたい行き先が決まってしまうというところで、なるべくその早い段階で目につくように、業者ともやりとりをしたという話は聞いています。いわゆる一般的なPRというのは、ピンポイントに絞った形の、影響というかそういったことをやっているという話を聞いています。

○**委員** わかりました。

○**委員長** よろしいですか。その他何かありますか。

○**委員** よろしいですか。先ほどの民間活力活用ということは非常に大事なことだと思っております。それで、資料②の25ページを見ますと、指定管理者制度導入施設の評価手法の見直しに伴う新たな指針の策定が、令和4年6月24日の行政改革推進本部で決定したということでした。内容はどのようなことでしょうか。

○**事務局** これは、今までも指定管理者の評価については、毎年度実施はしていたのですが、その評価というのは、事業が終わるごとに、指定管理者が事業報告書というものを各担当課に提出します。それをもとに、各担当課としてその仕様書等に基づいて、この施設の管理が行き届いていたかについて判断していました。それだけでは手温いだろうということで、年度途中の9月、10月に一旦判断を入れることとしました。そこで、具体的に市の仕様書に対して実際の運営がどうなっているのか細かくチェックすることにより、年の後半に向けてのさらなる改善ができるので、それをきちんと制度化したということが今回の見直しになります。

○**委員** それがメインに、大きく変わったということですね。

○**事務局** 今年度制度化しましたので、具体的には来年度の評価から実施していくという形になります。

○**委員** 市民会館については、まだ市民の間においても賛否両論あり、これからも非常に大きな関心を持って見てらっしゃると思います。このコンベンションリンケージという会社は、地元に関係がある会社なんでしょうか。

○**事務局** これは実際にプロポーザルを実施しまして、必ずしも水戸市に関係があるということではないです。具体的に集客等の取組等でどういったものがあるか、そういったものを、プロポーザルの中で優れている提案をされたので、選ばれたということです。

○**委員** おそらく、市民としてはこれからどのように市民会館が活用されるかということは、大きな関心だと思います。この会社を皆さんが知っているというのはわかりませんので、今後の市民会館の運用に関しては、市民に納得いくような形で、行政のほうからも管理していただきたいと思います。

○**事務局** コンベンションリンケージという会社の名前自体だと、聞き慣れない言葉ではありますが、国内の大きなホールの運営を担っている実績のある会社として、評価をされておりますので、そういったノウハウと、水戸市の所管課による管理運営の方向性をきっちりと決めて、今後の施設運営に臨んでいくという形でございます。

○**委員** 水戸市としては、行政改革の一つの大きな目玉になっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

○**委員長** よろしくお願ひします。他にはありますか。

<意見無し>

○**委員長** よろしいですかね。非常によくまとまっていますが、なかなか整理の仕方としては見えづらいところもあったと思いますので、事務局と相談して改善していきたいと思います。たくさんの意見をいただきましてありがとうございました。この行財政改革プラン2016の適切な進行管理について引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

○**事務局** 本日は、長時間にわたる御審議をいただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和4年度第1回行政改革推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。